

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	認定農業者制度の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の向上を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定するもので、低利融資制度や農地流動化対策などの支援措置が講じられている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>経営意欲の高い農業者を選抜し、支援を集中させていくために有効な制度だが、各自治体が認定農業者の数にこだわり、改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促すなどしており、本来の認定農業者制度の目的からズレてしまっている。また、国民に認定農業者という名前はほとんど知られておらず、政府が何を基準に農業者に支援をしているのかわかりにくい。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>自営の場合、青色申告をしているかどうかを認定基準に設けるのはどうか。まず国民にわかりやすい。認定のための審査も簡素化、合理化が期待できる。従来作成してきた5年後の経営目標は、融資を受ける際に必要となるが、金融機関に事業計画書を提出するはずなので、これをもって充当すればいい。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	<p>観光立国推進基本法 第16条 観光の振興に寄与する人材の育成の具現化</p>
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとされている。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 観光立国推進基本法 第16条 (観光の振興に寄与する人材の育成) 国は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>外国人観光客の増加による観光の国際化、LCCの参入、地域資源の再発見・創出とそれらによる着地型観光商品造成へのニーズの増加など、我国の観光と観光産業を取り巻く環境は大きく変化している。一方、観光分野における人材という観点では、通訳案内士、旅行業務取扱主任者など、観光の部分的役割を担う資格は従来から存在する。</p> <p>しかしながら、長期的な視点に立ち我国の観光を俯瞰すると、「地域が主体」となって地域が持続的に輝くような観光を創造して行く事が強く求められている。</p> <p>そこで、観光立国推進基本法 第16条(観光の振興に寄与する人材の育成)の法を具現化する制度が必要であり、それを「観光創造士(仮称)」として提案したい。「観光創造士」とは、地域資源の発掘、観光関連業界や関係各所等とのネットワーク作りなど、地域の観光創造を担う中核的な人材を想定した公的資格である。</p>

要望具体例、
経済効果等

成長戦略分野としての観光専門職は、日本経団連でも提言され
※本提案の「観光創造士」の社会的ニーズは高い。

「観光創造士」が全国の行政観光部署、観光業界、観光関連事業者に配置されることで、短期的には資格抄出による雇用機会の増加と専門性を担保された人材が観光に取り組むことで地域における観光業務の生産性向上に繋がる。

また、中長期的に「観光創造士」が地域観光を持続するための仕組み作りに取り組むことで、地域の持続的な成長発展の仕組みに寄与し、地域主体の観光立国推進が期待できるものである。

参考※ 2010年2月16日 (社)日本経済団体連合会
観光立国を担う人材の育成に向けて～産学官の連携強化を～

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/008.html>)

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	都市と農山漁村の交流・移住（二地域居住）のための 地方税法改革
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 毎年1月1日現在の生活の本拠地に基づき住民は、その地域の納税義務者となる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 地方税法</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>都市に在住するシニア層を中心に、農山漁村との暮らしを両立する、「二地域居住」へのニーズは高い。そこで、我が国においても田舎暮らしと都会暮らしを両立する「二地域居住」を促進するための支援策を提案する。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>二地域居住により、都市在住者の住民税を地域へ還元する制度を提案する（単一地区での納税から、居住地区に応じた納税へ）。これにより、二地域に居住しても都市部に税収が集中せず地域にとって税収向上が期待できる。</p> <p>また、副次的には二地域間を移動することで、観光消費行動が促進され地域の観光産業の振興にも寄与するものである。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	観光創造立国推進のための空港法見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 空港法第十二条により、空港管理についての定めがあり、各空港別に作成し空港運営を行っている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 空港法 第十二条 空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項 二 前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項 三 前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31H0080.html</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>空港法により、地域の空港の運用に関し、運用時間等の細目が定められている。観光創造立国実現のためには、積極的な外国観光客の受け入れは重要である。そこで、障壁となっている運用時間の制約などについて部分的な解除を提案したい。また、プライベートジェットの乗り入れなども今後の富裕層観光の観点から、手続きの簡素化などが不可欠である。</p>

要望具体例、 経済効果等	例として、北海道新千歳空港は、22時から7時までの間騒音低減のため発着回数が制限されている。一方、外国人観光客の一例では北海道の雪を求めるアジア圏の観光客は相当数存在する。そこで、深夜発着枠を一定規制の下に緩和し、例えば旧正月時期に限り限定的に発着回数制限を緩和すれば、アジア圏からの大幅な観光客の増加が期待できる。また、プライベートジェットの乗り入れの促進により、富裕層観光客の来日が期待できる。
-----------------	---

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	富裕層顧客獲得へ向けた空港法見直し(プライベートジェットの手続き簡素化)
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 空港法第十二条により、空港管理についての定めがあり、各空港別に作成し空港運営を行っている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 空港法 第十二条 空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 一 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項 二 前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項 三 前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項 出所：http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31H0080.html</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>(必須) 空港法により、地域空港の運用時間等の細目が定められている。今後観光分野が成長するに従い、プライベートジェットを保有する富裕層観光客の来日も期待されるが、空港申請から許可に至るまでの、事務手続きにはかなりの日数を要する。</p>

要望具体例、 経済効果等	北海道のニセコ地域では、現実的なニーズが既にある。プライベートジェットの手続きを簡素化することで、多くのアジア圏からの富裕層の来日が期待できる。現在、長ければ手続きには2か月かかると言った事例も聞かれる。そこで、観光客目線に立ち、観光動機を逸さない時間軸での許認可システムを要望したい。富裕層顧客は観光消費額が大きいことから、地域経済にとって大きく貢献するものである。
-----------------	--

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	新千歳空港における中国等一部外国エアラインの発着制限の緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 新千歳空港は、自衛隊の航空基地に隣接しているため、訓練の支障になるとして、中国機等の一部外国機の発着に制限をかけている</p> <hr/> <p>【根拠法令】 新千歳空港への新規就航については、防衛省と国土交通省との協議となっている。(法令根拠はなし、申し合わせ) 法令に基づかない規制となっている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>○ 新千歳空港における中国等一部外国エアラインの発着制限の緩和（平日での離発着を可能とする）</p> <p>発着可能 土曜日、日曜日 終日 金曜日 17時以降 火曜日、水曜日 正午～16時まで</p> <p>○北海道から毎年度、国に対して要望している</p>
要望具体例、経済効果等	<p>○中国とを結ぶ航空路線が毎日運航可能となる。 毎日運航することで、多彩な旅行商品の提供が可能となる。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	歴史文化基本構想の文化財保護行政における位置づけの明確化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策（少数優品主義）が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国的で10年に約20%の割合で失われている。</p> <p>【根拠法令】 文化財保護法</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>上記の状況に対し、自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりの資源として顕在化させ、保護・活用を図るために、平成19年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案された。しかし、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>上記調査会の報告を受け、文化庁伝統文化課は平成20年度より3カ年にわたり「文化財総合的把握モデル事業」を全国20のモデル地区において実施しており、そのなかで、本来の趣旨を具現化する優れた取り組みが本年度末に報告されようとしている。歴史文化基本構想を策定して、自らの地域の資源を地域振興や経済発展に活用することは、既に地方の権利として定着しつつあるとも言え、そうした地域に誇りを取り戻しつつ魅力ある国土づくりを推進する取り組みを、保護行政から発想できるまたとないチャンスである。</p>

これまで縦割りの中で個々バラバラに展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、そのことによる地域のプライド回復、地域間および国家間の交流の推進、地場産業の6次産業化などが期待でき、それらがもたらす経済効果は甚大である。真の地域主権への第一歩として、保護法改正によって地方自治体にこの歴史文化基本構想（仮称）の策定権限を与えることの意味は大きいと考える。

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」にもとづく歴史的風致維持向上計画を実施する財政措置の確実な継続
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>歴史的風致は、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足、維持管理に多くの費用と手間がかかるなどの理由から、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつある。歴史まちづくり法は、こうした歴史的建造物を中心とした周辺一帯の整備を進める市町村を国が支援しながら、良好な歴史的風致を維持・向上させ後世に継承するため制定された。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>当該法は、文化庁が推進する歴史文化基本構造とともに、これまで文化財保護と都市計画や景観づくりの狭間で取り残されてきた地方都市の歴史的風致に対し、はじめて光を当て、保全整備せんとする画期的な法律である。しかし、これに対し、事業実施の根拠となるとされた歴史的環境形成総合支援事業の存続が危ぶまれ、その代替になるとされた社会資本整備総合交付金についても仕分けの対象となるなど、事業継続の基盤となる予算に不安定さがつきまとい、自治体担当者等を不必要な不安に陥れている。法律制定の当初の目的を完遂できる、確実な事業予算を確保すべきである。</p>

要望具体例、 経済効果等	長年、こうした地方における主体的な文化的資源の整備や活用の体系的取り組みを待ち望んでいた、歴史文化をまちづくりに生かしたい金沢や萩をはじめとする歴史的な都市では、入念に練られた計画の下、重要な文化的資源や歴史的景観などが見事に蘇りつつある。こうした整備がもたらす、従来の文化財保護行政による限定的な資産の保存や景観計画による行為規制では到底実現できなかった歴史的風致の回復や創造は、低迷の続く地方都市のブランドイメージ形成や観光推進、企業誘致などの多大な経済効果をもたらすのみならず、都市民のプライドや愛郷心の形成を醸成し、定住化などの重要な都市問題解決につながる事が十分期待できる。
-----------------	--

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	地域の歴史文化を核としたまちづくりの促進（特に防災面）
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 歴まち法により、各地で歴史文化を核としたまちづくりの取り組みは普及しつつあるが、実態として文化財未満の修理補助への道は開いたが、下記法制度の規制緩和は手付かずで使いづらい。
	【根拠法令】 都市計画法、建築基準法、消防法等
規制改革要望・賛成の意見等	<p>都市計画における地区計画にて、歴史的市街地として、地域の防災及び歴史的環境形成の計画を作成し、地域の防災等の管理主体を決め、諸法の規制緩和を受けることができる仕組みを構築することが必要である。</p> <p>その際、物件単体への規定も重要であるが、まち単位で取り組みができることが、地域による自律的なまちづくりの観点から重要である。</p> <p>また物件単体では、形骸化している防火管理者と消防計画について、実効性がある体制づくりと規制緩和をセットで行うことが提案される。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>これが実現すれば、単なる歴史的景観の継承というだけではなく、まちに責任をもって、共助しながら暮らす文化の定着、そして地域コミュニティの再生にもつながると期待できる。</p> <p>例) 特に茅葺き屋根に関して、地域の防災計画や防災体制を含めた防災基準とすることで、地域の安全と伝統文化の継承との両立を実現する。</p> <p>例) 京都市の取り組みの全国への適用：京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例（平成14年10月25日）及び京都市新景観条例にみるダウンゾーニング</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	文化財保護法が持つ本来的な意味の実現
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】現在の法の運用の仕組みでは、文化庁の担当官による対応状況により指定、選定、登録といった手続きの裁量が決められているため、地域において大切だとされる物件への評価が滞りがちである。特に所有者等からのボトムアップ型を目指した登録制度が地域の期待と乖離している。</p> <p>【根拠法令】 文化財保護法、固定資産税・相続税等の税制度</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>特に登録制度にかかる理念、運用の仕組みの見直し。 もしくは、国によるオーソライズの形式は残したまま、地方公共団体への権限委譲（事務処理等も含めた）が必要である。 また平行して「ヘリテージ・マネージャー」制度の確立といった人材育成と民による文化財の保存と利活用に関するプラットフォームの形成が重要と考える。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>伝統的建造物群制度や景観法等の適用だけでは覆いきれない物件に関して、登録制度により個々を評価し、観光まちづくり及び次世代への継承が地域では期待されている。この状況を活かした構造改革が実現できれば、全国各地でそれぞれ土地の固有性を生かした観光地域振興への取り組みが促進することが期待できる。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	ナショナル・トラスト活動の促進支援
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 寄贈・遺贈・相続に係る税制度により、元所有者や遺族によるプロパティへの関与が遮断されているため、貴重な自然・文化遺産が利活用されず取り壊し、開発される事例が特に都市部を中心に多発している。</p> <p>【根拠法令】 寄贈・遺贈・相続等に係わる税制度（特定公益活動増進制度、公益法人制度、認定 NPO 法等）</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	国民的財産であり、文化・観光資源として地域の観光まちづくりに寄与することが期待できる文化・自然遺産の利活用、次世代への継承を妨げている現制度はぜひ改革してほしい。
要望具体例、 経済効果等	<p>例えば、英国のマナーハウス制度のように、公開性、国民への寄与性を確保しながら、一部に元所有者が居住し、管理・利活用、マネジメント（農地耕作の継続等）に取り組むことができる仕組みがある。</p> <p>数多くのこの地域の自然・文化資源を保全、利活用、そして継承していくため、そして先代の遺産を本当の意味で継承するためには、現在の税金を投入した行政のみによる取り組みでは限界が明らかであり、民の力を最大限に活用した協働の仕組みを構築することが経済的、文化的に重要である。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	世界文化遺産登録申請における顕著な普遍的価値を説明する上での建造物等に対する重要文化財指定要件の緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 建造物を世界文化遺産に登録するには、資産が重要文化財等の文化財保護法による指定を受ける必要があるが、例えば「錦帯橋（岩国市）」のような、明らかに世界遺産レベルの顕著な普遍的価値を有していると誰もが認める資産に対しても、通常の指定建造物に対するのと同様の基準が用いられる。このため、日本における現状の保護法の運用方法で建造物の価値付けや真正性の証明を行った場合、修理時におけるユニークな材料の交換手法などがネックとなり、永久に重要文化財指定を受けることができず、世界遺産になることも困難である。</p> <p>【根拠法令】 文化財保護法（の運用）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	例えば錦帯橋は、明らかに建造物であり、有形文化財の指定を受けてしかるべきである。従来指定要件の運用方法を再検討し、このようにユニークな価値を有し、ユニークな手法でその価値を継承している文化遺産に対して、正当な価値評価ができるように、文化財保護法の解釈や運用手法を緩和等して、より多くな大切な遺産を保護できるようにすべきである。この緩和施策によって、従来保護体制では評価されないが重要な価値を持つ文化遺産が、地域の大切な資源として再発見されることになる。

要望具体例、 経済効果等	2006年から行われた世界文化遺産暫定一覧表への地域からの提案制度の導入によって、それまで考えてみることもなかった世界遺産への登録について、国内の様々な自治体や広域行政体が熱心に勉強し、ユネスコやイコモスの思想に関する様々な知見を獲得するに至った。日本の文化財保護制度は世界に誇る独自の高みを築いてはいるものの、 <u>文化遺産保護を真に世界水準とするには、現在の縦割りの文化財保護体制を横断する取り組みが必要である。本規制緩和は、その第一歩となる。</u>
-----------------	---

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	日本の建築文化の集大成・伝統構法による建造物の認可
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】現在の建築基準法は、西洋の建築構法を範としていることから、日本において近世、近代期に完成された伝統構法での建築を特例措置以外では認めていない。 このことは日本の建築文化の衰退を意味しており、また各地に残る町並みや単体物件の継承を妨げている。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 建築基準法等</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>もちろん都市や農村、環境条件等により、安全性や快適性といった面も含めると一概には言えないが、地域固有の文化を尊重し、それを核としたまちづくりや文化観光振興を展開するためには、この障害を取り払うことが、まず第一である。</p> <p>またこの問題は、全国一律基準による規制という制度運用上の欠点がある。そもそも建築の構法は、建材や工法においてその地域の環境条件に起因するものであることから、各地域で適した基準をつくり運用する形式がより合理的であると言える。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>伝統的な建築構法を地域で継承することは、地域の里山、里地等の環境を整え、地域の雇用を確保し、運搬等に無駄な化石燃料を使用しないというエコ及びサステナビリティが求められる現代に重要な方策であるといえる。</p>

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	観光業界への外国人研修・技能実習の拡充
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 外国人研修生を受け入れ、技術・技能の移転を通じ、その国の経済発展を担う人材を育成する制度。 研修終了後、実践的な技術習得のため、雇用関係の下さらに二年間滞在することが可能となる(技能実習)。なお、職種は限定されている(建築、土木、農業、漁業、食品製造等)</p> <p>【根拠法令】 法務省 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	技能実習を進めるにあたり、職種が限定されていることから、観光関連業界への適用拡大を要望する。
要望具体例、 経済効果等	観光現場では、国際化が進んでおり研修生を受け入れることは地域が国際化を実感できる貴重な機会となる。また、研修生の受け入れには、異国の文化を学ぶことであり、地域のホスピタリティ向上にも資するものである。

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	外国人観光客に対する消費税の還付に関する規制の緩和と空港でのサービスの実施
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税法により、来日外国人が国内でみやげ品等を国外へ持ち帰る目的で輸出物品販売場で購入する一定の物品については、一定の要件の下に消費税が免除される。 <ul style="list-style-type: none"> ・免税対象は、生活必需品を除く一取引の合計金額が10,001円以上の生活用品。飲食料品、たばこ、医薬品、化粧品、電池、フィルムなどの消耗品は除く ・購入者は旅券等を提示、輸出免税物品購入記録票を旅券等にはる。また、購入後国外へ持ち帰る旨の購入者誓約書の提出が必要。 ○ また、観光客が利用できる輸出物品販売場の開設し、免税制度の適用を受けるには、事業者の納税地を所轄する税務署から輸出物品販売場許可を受ける必要がある <p>【根拠法令】 消費税法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客の物品購入等の利便性を高めるため、一定消費額以上の場合は、出国の際の空港での消費税の払い戻し制度を設けるなどして国内での消費拡大を図る (参考) <p>※カナダのように、空港で出国の際に、持ち出し品を見せるとともに、レシートを提示し払い戻し請求を行うことで、(1)必要書類をすべて集めます。(レシート、パスポート、クレジットカード) タバコ、アルコール、サービスは対象外。課税前の総額が200ドルを超えること。物品のレシートは全て課税前で50ドルを超えること。購入から60日以内にカナダを出国すること。ホテルの滞在は一ヶ所につき30日未満であること。カナダの住民ではないこと。(2)購入した品物とレシートを、カナダ出国時に税関に提示して認証を受ける(空港ではチェックイン前に済ます必要がある。)(3)払い戻し請求用紙に必要事項を</p>

	記入、有効なレシートを添えて送付する。
要望具体例、 経済効果等	○ 免税店（例、大規模家電販売店、デパート）のない地方での外国人観光客による消費拡大（土産品のまとめ買いなどの高額消費）が図られ、地域経済の活性化につながる

委員提案シート
(様式)

規制改革事項	アウトドア事業者による市街地からアウトドア活動を行う場所までの利用者の運送に係わる特例措置の創設
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>○道路運送では、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の開業は、国交大臣の許可が必要</p> <p>○アウトドア事業者が、お客さんを市街地（宿泊場所、駅等）から、アウトドア活動（登山、カヌー、トレッキング等）の場所まで有償で運送を行うには、同法に基づく許可が必要</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>道路運送法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>○アウトドア活動場所は、バス路線がなく、タクシー利用の場合は料金が高くなる場合がある。</p> <p>○現在、アウトドア事業者による利用者の運送は、サービスの一環として無償で行っているが、搭乗者の安全性の確保を図るためにも法的な許可を取得し運送を行う必要がある。</p> <p>○許可を取得する際は、アウトドア事業者が既存事業者との調整が図られることを前提に、許可（営業区域、料金設定を含む）に係わる要件等の特例を設けてほしい。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>○アウトドア活動の利用者の利便性等を高めることにより、利用者の増加を図り、地域全体の観光の活性化につながる</p> <p>○地域の運送事業者（既存のタクシー事業者）の事業との棲み分けを図ることを前提に、既存事業者の事業に大きな影響を及ぼさないよう努める</p> <p>○アウトドア事業者の無償による輸送に対し、法的な網をかけることで、既存事業者との競合を調整できる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>中小企業の事業承継に係わる銀行等に対する個人保証の代替措置</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>経営者が銀行等に行っている個人保証を、事業継承を希望している社員が、すぐに引き継がないで済むよう措置をする。 具体的には、信用保証協会による公的保証、または、債権の買取。そして、承継した経営者は、長期の出世払いができるようにする。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>現在、中小企業数が減少し、経済の活力が低下している。これは、経営者が高齢化し、環境の変化に対して、新たな経営革新を図ることが困難になっていること、また、血縁に適当な後継者がいない場合、社員等への事業承継について、銀行等の個人保証がネックになっていることが主な原因となっている。 規制・制度改革により、個人保証の問題が解決できれば、企業数の減少をストップできる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>現在非加熱果汁については、品質基準だけでなくその製造機械まで法律で規定されているので、実質的には非加熱果汁は販売されていない。 製造機械まで規格基準に入っているということは、実質的に販売できないということであるが、これを最終的な品質基準のみにすることで、非加熱果汁飲料の製造販売が可能となる。</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 現在の清涼飲料水の規格基準の中で、非加熱果汁について最終的な品質基準だけでなく、その製造工程まで（密閉型全自動作付器）を使用することが基準になっている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 清涼飲料水の規格基準</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>ボトリングされた非加熱果汁はドイツやオランダ、アメリカでは一般的に販売されている。 しかしながら現在日本では、飲食店やジュースバーのみにその販売の道は無く、非加熱のジュースをボトリングして販売することは出来ない状態である。 最終的な品質規格はもちろん重要であるが、その製造過程において製造機械まで限定している今の規格は国産果汁の販売の道を閉ざしていると思える。 この規格を最終的な品質基準のみに緩和することで、今までに無い美味しい果汁を消費者が手にすることが出来、国内産業の新たな成長につながると考える。</p>

要望具体例、 経済効果等	特に、非加熱ジュースの製造が可能になったときに、国内産の農産物の使用量が増大し、地域の発展につながり、更に、その製造工場が生産現場に近い地方に建設されれば、地域活性化にもつながると考える。
-----------------	--

<p>規制改革事項</p>	<p>野菜安定化基金の適応農家と需要者の範囲拡大</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 現在、野菜安定化基金はあるが、その対象は系統にほぼ限られている状態で、系統外の契約栽培農業組織は使えない状況である。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>現在の野菜安定化基金は、国と県と農業団体が基金を積み立てて運用しているので、新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されているようだ。</p> <p>現在の野菜安定化基金は契約取引についても対象になり、需要者と生産者が直接契約をしている場合にはその機能が最大限に発揮され、契約取引で一番問題になっている過不足の時の価格調整が出来るようになり、需要者、生産者ともに安定した野菜の取引が可能になる。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>このように安定基金の積み立てを国と県だけでなく、需要者と生産者の直接契約でも積み立てを行い機能するようになれば、安心して国産の野菜を使用してもらえようになり、生産者の生産拡大につながる。</p>

<p>規制改革事項</p>	<p>民間不動産業者が農地を扱う認可制度の創設</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 現在の法律でも一般の不動産業者が農地を扱うことは可能であるが、一般の不動産業者が農業生産を目的とした農地の流動化に手を下すことは少ない。その理由の一つには、農地の集積等に関与してもそれに見合う収入が無いこと。もう一つは、農地の所有者が不動産業者が農地の集積が出来ることを知らないことだと思ふ。 その為、農業法人が積極的に農業を行うために農地の集積をするのに、経営者自らが関わることしか現在は道はない。生産基盤である農地を使用する農業者の要望通り集積するプロが必要であるが、現在の仕組みの中ではそのような組織や個人は存在しないのである。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農地法</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農業者が積極的に農地を集積したいと考えたときに、農業者側の見方でその仲介に当たる人や組織があると農地の集積が進み、効率的な農業が可能になる。 そのようにするために、一つには農地の集積をする不動産の知識を持った組織や個人を認可、あるいは許可して、その人に農地集積のための補助金を出し、金銭的なインセンティブを持たせることが重要だと考える。</p>

要望具体例、 経済効果等	<p>農地の集積が進み、効率的な農業を行う法人を育てることになる。</p> <p>又、農地集積のノウハウを持った不動産業者に補助を出すことで、農地の賃貸価格を上げることなく不動産業者の経営が成り立ち、なおかつ農地集積が積極的に進むと思う。</p>
-----------------	---

<p>規制改革事項</p>	<p>種類株式の上場の制度化をする</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 無議決権株式などの種類株式の上場が可能になることで、生産活動をしていく上で現場に決裁権があることが重要な農業法人が、直接資本を調達することが出来て農業生産性が高まる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 会社法？ 出資法？</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農業は資本産業でありながら、直接資本調達の方法は限られてきた。農地を守るという意味では正しいところもあるが、農業を産業として発展させようとしたときに限界がある。</p> <p>又、農業法人を経営していて、農業が成功する大きな要因の中に「決裁権が現場にある」ことがとても重要である。現場から遠い株主の意見に左右される状況では年月を越える農業生産は継続できない。</p> <p>外国では無議決権株式の上場市場があると聞いた。又、日本の中にもプロの投資家を対象とした上場制度はあるようだが、まだ上場企業はどこもしていない状況である。</p> <p>このような中で、農業の特質を考えたときに、無議決権株式の上場制度の創設は今後の農業経営を大きく飛躍させる種になると考える。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>様々なノウハウを持った農業法人が生産力を高めて、国内の食料生産力を上げていくと考えられる。</p>

規制改革事項	口蹄疫などの法定家畜伝染病の処分基準の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 今年、宮崎で起きた口蹄疫は家畜農家だけでなく地域経済をも奈落の底へ落とすような事件だった。 口蹄疫は「殺処分」と言うのは法律で決まっているが、その根拠が本当に正しいのか疑問に感じるところがある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 家畜伝染病に関わる法律</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>中国は口蹄疫の発生国であるが、その中国ではこのように殺処分をするようなことは無いようだ。なぜかという、口蹄疫は治る病気だからだ。 現在の家畜伝染病に関わる日本の法律では「殺処分」となっているが、治る病気であり、人間に移ることのない病気であるのに、「殺処分」は意味があるのか疑問である。 先進国では同じような法になっているようであるが、もう一度その根拠を科学的に疫学的に調べて、先進国に先駆けてこの法律について再度見直していくことが重要だと考える。</p>
要望具体例、 経済効果等	宮崎のような悲惨な状況が起こらない可能性がある。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し（農地法面を利活用した太陽光発電パネル設置に係る農地法の基準の見直し）</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 農用区域内の農地に太陽光発電パネルを設置する場合、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により必要な手続きが完了しない限り違反転用となる。 ただし、営利（売電）を目的としない、農業用施設への供給目的では違反とはならない。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される除外要件をすべて満たす場合に限り農用区域からの除外が認められる。 農地法第4条（農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可が必要）</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農村地域の農地は、日当りは良いが農地に占める畦畔率も高く、農業従事者の高齢化に伴う草刈り等の管理が負担となっている。 自然エネルギーが注目されるなかで、狭小な集落形成がなされている中山間地域の希少な土地である、畦畔法面が太陽光発電施設用地としての活用が可能となることにより、不利とされていた地形条件を逆に利活用する事が出来れば、農村での新エネルギー導入促進と農家経済の増大等に役立つ。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>農地の有効活用の面から、未利用地である畦畔法面部分に限り太陽光発電パネルの設置利用を可能とする制度の改正。 傾斜地の畦畔・法面の管理費用は平坦地に比べ作業時間で1.5倍、費用負担でも2倍近い負担となるとの実態調査があることから大幅な管理費の削減が図れる。 畦畔100㎡を利用し10kw設備で10,500kwh/年・252千円/年 非住宅用高圧・太陽光発電設備単独設置24円/kwで計算)</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し (農業用水路を利用した小水力発電に係る水利権基準の見直し)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 農業用水路に小水力発電設備の設置をする場合、河川法の許可が必要となり現行の慣行水利権から許可水利権への更新が必要となる。この手続きに必要な資料は、専門知識を求められるため、委託費用が膨大となっている。 慣行水利権では農業用水の許可のため、発電の為の水使用は新たな許可が必要となる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 河川法 23条 流水占用の許可 慣行水利権 河川法 87条・88条によって与えられる権利 許可水利権 河川法にもとづき、河川管理者の許可により生ずる水利権</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農業用水路は法定外公共物として国から譲与をうけ、財産管理事務と機能管理は、市町村で行っている。 日常の流水管理は慣行水利権の許可を受けた水利組合が行っていることから、許可取水量以内での発電施設であれば、水利組合の同意の下、漁業組合、影響が及ぶ下流水利組合の同意書の届け出による許可制にし、農村地域での自然エネルギー導入の促進を図る。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>中山間地域では小水力発電所の適地は数多くあるが、水利権の許可手続きの煩雑さが支障となっている。 導入手続きの簡素化が図られることにより、水利組合の管理費の軽減と農村地域における低炭素社会の実現が加速化される。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農業用施設用地に大規模野菜生産施設建設による農地転用基準の見直し（大規模野菜生産施設の基準の明確化）</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 大規模野菜生産施設の生産現場では衛生面の管理が重要なため床をコンクリートにする必要がある。 農地転用の運用上は、床をコンクリート等の堅固な永久構造にした場合は農地転用が必要としている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農地法</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農地の減少及び自給率の向上の面から今後、野菜工場は増加するものと推測するが、大規模野菜生産施設の明確な基準がないため、農地法・建築基準法等の協議に時間を要している。 農業生産法人が、農地を利用して大規模な野菜生産施設を建設する場合は農業用施設として認め、床をコンクリートで固めても転用の必要はないものとする。 農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱い基準の明確化により、開発、建築確認等の簡素化が図られることにより、企業参入の促進及び農地有効利用の推進も図れる。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>本市では畑地帯総合整備事業により、農業の継続が困難な農家の農地を集積した土地に、食糧自給率の向上と、雇用の拡大を目的として農業生産法人の経営する大規模野菜生産施設を誘致し、建設に向けての協議を進めているが、大規模野菜生産施設の基準が明確でないため協議に時間を要している。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	農業者戸別所得補償制度及び新たな食糧管理体制の構築
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 食料（主に米）の需給と価格の安定を図るために制定された食糧管理法（以降「食糧法」「新食糧法」）の廃止により米の流通及び価格がほぼ自由になった結果、市場米価の下落対策として農家の戸別所得補償制度が制定された。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料管理法（1942年～1994年） ・ 食料法（1994年～2004年） ・ 新食糧法（2004～） ・ 農業者戸別所得補償制度
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>米の流通の自由化にともない価格決定を自由市場化したことで、米価は20年前の1俵：約1万8千円から下落を続け、今年は1万2千円程度になっている。</p> <p>戸別補償制度の導入による所得補償と生産調整制度は理解できるところであるが、それにとまなう政策概算額年間：約1兆円はこれまでの減反政策における2千億円の5倍にあたるものであり財源の確保について疑問である。</p> <p>かつての食糧管理制度においても政府買入米における「米あまり」状態が財政の大きな負担となっていたことも十分理解はできるが、米価の安定化が図れないとすれば、今後ますます離農者が増加し、不耕作農地の対策問題としての経費等が更に発生してくると考えられる。</p> <p>米は日本国民の主食であり、第一次産業である農業の根幹をなすものであることから、国は徹底した管理のもと需要と供給及び農家所得の安定化に勤めるべきものと考えられる。</p> <p>今年度から施行されることとなった、戸別補償制度の導入とあわせ、国による新たな食糧管理体制の構築が望まれる。</p>

要望具体例、 経済効果等	
-----------------	--

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	土地改良事業に伴う受益者負担の軽減措置及び制度の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 農業生産基盤の向上のため、農林水産省の農業農村整備事業として国等の補助事業により施行された土地改良事業であるが、昭和40年代に実施されたものについては設備の老朽化が顕著である。これらを修繕改修するためには莫大な事業費に加え受益者の更なる負担が発生する。</p> <p>従前の土地改良事業における負担金も存在するなかで、新たな負担増については農業経営の更なる悪化を招いてしまう。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>土地改良事業における受益者負担金については、就農者の高齢化による離農者の増加や、米の自由市場化以降の価格の下落による農業所得の減少などから滞納者が発生するなど農業経営者にとって大きな負担となっている。</p> <p>農業者戸別補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、これらの生産費にかかる部分への配慮も必要と考えられることから、国による受益者負担への減額措置等の規定を根拠法例に加えることはできないか検討していただきたい。</p> <p>また、これらを管理している各土地改良事務所についても組織の整理合理化を積極的に推進し、各自治体業務として統合するなど人件費及び事務経費の削減を図ることで受益者負担の軽減を図るべきと考える。</p>
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	酒類製造及び販売許可の拡大
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 酒類の製造免許を受けようとする場合の申請においては、国税局の管轄のものと各所管の税務署に申請することとなっている。また、各酒類において法定製造量における規制が設けられており実際の製造量がこれを3年間下回ると免許の取消となってしまう。</p> <p>【根拠法令】 酒税法第7条関係</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>酒類製造免許の許認可において、各都道府県知事又は市町村長に許可権を委譲（委任）することで、地域の特産品として各種の地酒の製造及び販売による地域活性化を推進する。</p> <p>また、法定製造量における規制（例：清酒60キロリットルの製造を見込み量）を緩和することで地域の実情に合わせた生産体制の確立を図る。</p>
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	転作制度の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 1970年以降の減反政策として、輪作や麦、豆類、由菜などといった作付け作物の変更などによる転作が義務付けられ、水田からの転作地には転作奨励金等が補助されてきた。 戸別補償制度としての取り組みの中でも主食用米以外の作付け作物を対象とした交付金制度が組み込まれている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 ・農家戸別補償制度(自給率向上事業)</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>減反政策として転作地を対象に交付されてきた奨励金は、米あまり現象への対応策として実施されてきたものであり、稲作を行っていた水田において麦、豆類、野菜、飼料作物などの農作物を生産した圃場に対して交付されるべきものと考えられるが、現状においては蓮根のようにもともと水田において栽培される作物についても転作地として奨励金が交付されてきたものが見受けられる。</p> <p>農家戸別補償制度においても自給率向上事業として主食用米以外の作物への交付基準が設定されているが、もともと水田作であるという農作物については交付の対象から除外するべきではないかと考えられる。</p> <p>これらの作物人の交付ではなく農業者への戸別補償や農業者成補助金とし、新規農業就労者等へ補助制度としたほうがより公平な補助の交付となるのではと考えられる。</p>
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	農政事務所(旧食糧事務所)における事務権限及び職員定数の削減について
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>2003年の食糧庁の廃止に伴う食料事務所の地方農政事務所への改組、続く2006年の統計情報センターの再編により現在の農政事務所の所管業務は消費・安全事務、食料事務、統計事務となり大幅な組織と職員定数の削減が行われたとされているが、組織の集約はなされてはいるが職員数については再編後もほとんど変わらないように見受けられる。</p> <p>また、昨年発覚した事故米事件への対応策として施行された「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)の一部施行は、新たな部員の確保だけでなく新たな事務的経費の発生が考えられる。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の再編に係る関係法令等 ・米トレーサビリティ
規制改革要望・賛成の意見等	<p>出先機関を縮小し組織改革を推進することは民主党マニフェストに掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして評価できるが、新たな制度に伴う権限の拡大、関係部署の増設・部員の確保などは徹底して抑制すべきと考えられる。</p> <p>また、農林水産省所轄の事務権限についても各地方農政局等の出先機関や地方自治体へ委譲できる部分の検討・協議を図ることも規制制例改革として取り上げるべきと考えられる。</p> <p>例：品種登録制改度革における品種登録の出願について農林水産大臣あて(窓口：知的財産課種苗審査室登録チーム)となっているが、申請については農政局、出先機関又は各自治体へ委譲又は委任していく。</p>
要望具体例、経済効果等	

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	森林管理・環境保全直接支払制度の交付金支払い方法
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行している例が多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。</p> <p>これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、実態として森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。</p> <p>なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>森林法第193条、森林法施行令第12条</p> <p>但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で明定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	23年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっている。今後、交付金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となるが、直接支払いの交付金の交付窓口は、中立的な郵便局、市中銀行の金融機関に限定されたい。
要望具体例、 経済効果等	作業班を持つ林業事業体でもある森林組合を交付金の支払先としないことにより、森林組合による事業の抱え込みを防止しつつ、対等な競争原理の下、効率的かつ質の確保された林業事業体の育成・新規参入につなげる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	森林集約化等の円滑な推進について
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。</p> <p>この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則とし、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独（複数経営体の共同では不可）でも作成できることとする方向にある。</p> <p>この特例計画について、複数経営体の共同でも作成することができるようにすべきである。</p> <p>【根拠法令】 現行森林法第 11 条～第 19 条、森林法施行令第 3 条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>規模の大きい経営体による特例計画について、個人所有であれば、①過去の相続で、親子共有、親族の分割所有といった形態が一般化しており、現に一体的な経営管理をしている例が多いが、特例計画での共同作成を認めなければ経営管理の分割につながる。②今後、法人・個人を問わず、規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を指向することは今後、大きく推奨すべきことである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めることは、林業再生に極めて有効なものであり、経営の効率化とともに、共同出荷等で国産材の流通の合理化にもつながる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	農業委員会の廃止・見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に農業委員会を置くこととされている。(その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては農業委員会を置かないことができる) ・ 農林水産省令に基づき下限面積(別段の面積)を決定するには、農業委員会に諮る必要がある。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会等に関する法律 ・ 農地法第20条
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員は農家の公的な代表であるが、それが故に公平な審議が行われていないとの批判がある。 ・ 農地法に基づく許可等は、法令の基準に基づいて行われるものであり、その決定は農業委員会の有無に関係なく同じはずである。 ・ 市が担い手対策や耕作放棄地対策として考える下限面積(別段の面積)の決定ができない。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法に基づく許可等が市町村職員による事務処理が行われるので農業委員の手を煩わす必要が無い。 ・ 農業委員の委員手当、選挙費などが不要になる。 ・ 市の担い手対策や耕作放棄地対策の推進に沿った下限面積(別段の面積)の決定ができる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農地基本台帳整備のための固定資産税データの利用</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税徴収法 141条で知りえた情報（住所地でなく、実際に連絡の取れる場所等）は、地方税法 22条や地方公務員法 34条などにより、情報の提供が禁止
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であることから、現状において多くの市町村では、正確な情報を得るため固定資産税データを利用している。これを合法的に行うためには、農地法に固定資産税データの提供を受けられる規定が必要である。 ・ 国もこうした事実、要望を把握していても、なんら対応する姿勢をみせていない。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合法的に農地基本台帳の整備をすることができる。 ・ 固定資産税データを使うことなく、農家への調査の回答を基に農地基本台帳を整備している市町村については、そのための人件費や郵送料等の事務経費の支出が不要になる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し (市民農園開設にかかる基準の見直し)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園を開設したくても、農地を所有する個人等では、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため、事実上貸付が困難な場合が多い。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園整備促進法 ・特定農地貸付法
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地域では、耕作不可能となった形状が悪く小規模な農地（市街化調整区域に多い）があり、担い手等の借り手もなく住環境に悪影響を及ぼすので耕作放棄地の解消を求められる。 ・形状が悪く小規模な農地は、地域住民に耕作をする機会を与えて地域住民により耕作放棄地の解消を図るべきである。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H17年9月施行の改正特定農地貸付法により、実態面で入り口が設けられたが、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため簡単には貸付できない。 <p>例えば：10aの農地を10人に貸付ける場合も協定を交わし農業委員会に申請して承認をえるのではなかなか面倒であり、市町村の裁量でできるようになると耕作放棄地も減少する。また、相当数のものを対象にする事となっているが、農家（特に高齢者が進み、貸したくても）ではなかなか公募はできないので、市町村の協力の下にできるようになればよい。</p>

よって、市民農園の貸付けについては農業委員会を介在しないで市町村レベルで開設できるようになれば、農家にとっても良いと考えられる。

- ・ 自家消費のみではなく、その収穫物を直売所等で販売できるようにすることにより、耕作放棄地の解消、地域の活性化、食育の促進が期待できる。

大々的に販売するのではなく、自家消費であまったものを産直施設へ出しても良いのではないか。

(市民農園の開設は、営利を目的としない農作物の栽培に供する)

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し (有害鳥獣捕獲にかかる基準の見直し)
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害を捕獲するには、狩猟免許所持者が捕獲しなければならない。 ・ 不特定多数の者が出入りできる農地では、狩猟免許所持者でなければ捕獲できない。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域では有害鳥獣の被害が農業者の経営を圧迫しているため捕獲が求められる。 特に、果樹農家にとっては小動物のハクビシン、アナグマ等の被害に悩まされているので小動物被害の解消を図るべきである。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人等の農家が、アライグマ等外来種の捕獲に関しては、捕獲計画書を提出すれば、狩猟免許所持者の指導により捕獲することができる。 ・ 小動物のハクビシン、アナグマ等も同じ取扱いにしていれば小動物の随時捕獲、農業者の安心感を得ることが期待できる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し (有害鳥獣捕獲にかかる基準の緩和)
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、精神の診断書が義務付けられた。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ このことによりめんどろだ、近くに精神の病院が無いなど免許返納者が増加している。狩猟免許第1種、第2種所持者、並びに、銃所持者の減少により、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況である。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の追払いができる。捕獲檻での安全な止めさし、山間地域での安心な暮らしが確保できる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>観光をはじめとした地域活性化に向けた規制の見直し (農家民泊にかかる基準の見直し)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要である。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外としてほしい。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁家における「民宿」と「民泊」の区分の明確化。 ・ 農業体験等の取組みの幅が拡大する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	観光をはじめとした地域活性化に向けた規制の見直し (滞在中に提供する食事にかかる基準の見直し)
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得する必要がある。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱ってほしい。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験時の収穫野菜等調理における食品衛生法の規制緩和。 ・農業体験等の取組みの幅が拡大する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>観光をはじめとした地域活性化に向けた規制の見直し (一定の条件の下に道路運送法上にかかる基準の見直し)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要である。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要としてほしい。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験・イベントなど実施して、観光地案内すること。 ・農業体験等の取組みの幅が拡大する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	林地・立木の相続
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立木の評価：時価の 85% ・ 森林施業計画対象林の課税評価の計算特例：相続人が森林施業計画を継承する場合、林地・立木の課税価格を 5% 軽減 ・ 延納の特例：森林施業計画対象立木の不均等納付可、低利子 ・ 施業制限に応じた評価額控除 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税法第 26 条 ・ 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて（通達） ・ 租税特別措置法第 93 条 ・ 公益的機能別森林施業区域内の山林及び立木の評価について（通達）
規制改革要望・賛成の意見等	<p>持続的な森林経営を確保するため、相続時における課税の軽減と所有の分散を防止する仕組みが必要である。</p> <p>林業の採算性の悪化から、管理の行き届かない手入れ不足の森林が増加しているとともに、主伐もできない状況が続く状況であり、相続時点において収益性を見込んだ評価をすることは保有意識の低下を招くことになり、森林整備の継続性を欠くことになる。</p>
要望具体例、 経済効果等	公益的機能の持続的な発揮

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	林地の譲渡に係る特例
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除（800万円） （地域森林計画の対象とされた山林を譲渡し、その土地取得者がその有する山林すべてに森林施業計画の認定を受けた場合） ・ 林業経営基盤強化法に基づき知事のあっせんのより林地を譲渡した場合の特別控除（800万円） （間伐などが適切に実施されていない森林、伐採後一定期間造林が行われていない森林又はこれらの恐れがある森林であって、取得した林業経営改善計画認定者により効率的に施業を行うことが可能と認められる森林が対象） <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 34 条の 3
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>森林経営計画（仮称）における集約化団地を促進するため、路網整備、搬出間伐の効率化に障害となる林地の保有合理化を増進させる仕組みに改める。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>小規模零細所有者は経営意識が低く、管理を放棄した林地も多いことから、施業集約化の推進に合わせた保有合理化を進めることにより、団地内の低コスト化が図れる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	地域材使用住宅建築における税制優遇
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅新築等特別税額控除 (法に規定に該当する家屋の内、その功三、及び設備等に関して耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の一定の措置が講じられている住宅で、認定されたもの) ① 所得税 (ローン減税) : 控除額優遇 ② 登録免許税 : 税率低減 ③ 不動産取得税 : 控除額優遇 ④ 固定資産税 : 控除期間延長 ・ 長期優良住宅普及促進事業 (国交省 H22~H24) (中小住宅生産者による取組を促進するため、一定の要件 (年間 50 戸未満) を満たす長期優良住宅について工事費の一部を助成する。) ① 一般型 : 建築費の 1 割以内で 100 万円以内 ② 地域資源活用型 : 建築費の 1 割以内で 120 万円以内 (構造材の過半において産地証明された地域材を使用) ただし、1 事業者あたり 5 戸を上限とし、建築主に還元される必要がある。 <hr/> <p>【根拠法令】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期優良住宅の普及促進が環境負荷の低減につながることは充分理解しておりますが、地域材使用住宅の更なる需要拡大により、環境負荷の低減 (ウッドマイルズ、炭素固定など) が一般に広がる取組みが必要である。
要望具体例、 経済効果等	地域材の需要拡大が図られ、循環型社会の構築に貢献する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	森林・林業再生プラン
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業再生プランは「今後10年間を目途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。 ・平成22年度概算決定では、「森林整備事業は、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換する。」「集約化施業の取組みが平成23年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。 ・平成23年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表された。 <hr/> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。この場合は事業期間が短くなる。また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。 ・森林組合の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ・施業集約化への移行と事業施行が同時進行することになり、地域が混乱することは必至である。
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	森林所有者の責務
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により森林所有者に義務付けられている。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。 ・ 森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定される。
規制改革要望・賛成の意見等	<p>森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保することが求められる。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>施業集約化に限定した森林整備とする方針を示した以上、森林所有者の義務を明確に示すことが大切である。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	所有者情報の開示
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿情報更新が適時に行われないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第 22 条 地方税に関する調査に関する調査に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する。 ・個人情報の保護に関する法律第 15 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 ・同法第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
規制改革要望・賛成の意見等	<p>納税義務者の確認には地方税法 22 条により情報の提供が禁止されています。情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところであります。</p> <p>森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままです。</p> <p>市が有する固定資産税納税義務者の開示により、森林所有者を特定することが必要です。</p>
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	獣害対策
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>・木材価格の低迷により、立木代金では地拵え、・植栽等の植林費や下刈・除間伐等の保育費が賄えない状況にあり、主伐が先送りされています。また、植栽してもニホンジカ等の獣害により成林の見込みがない事例が多発しております。</p> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>・低コスト造林の普及と助成による採算性を確保する。</p> <p>①低密度植栽（1,000本/ha）による除伐作業の省略</p> <p>②筒状チューブによる成長促進と下刈作業の省略</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>主伐を促進し、若齢林を確保することで、経営林の齢級構成を適正化でき、循環型社会の構築に貢献する。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	山林境界の明確化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化については、国土交通省とも連携し加速化（中間とりまとめ）としているが、地籍調査を前提とする山林境界基本調査だけでは事業速度が遅いため、境界杭の設置のみを促進する方策が必要である。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査促進特別措置法
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>平成23年度新規の施業集約化促進対策では、森林情報の収集、境界確認、施業提案書の作成などが交付金により支援されることとなりますが、集約化の団地設定から境界確認までが時間を要することから、事前の境界杭設置が必要であります。</p> <p>世代交代により森林の所在も分からない所有者が増えつつあることから、森林組合へ境界確認を委任する仕組みの整備が必要であり、山林境界調査員（仮称）を養成し、知識とノウハウの蓄積により公正化と効率化を推進することが求められている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>境界の明確化は各地の森林組合等で先駆的な取組が行われているが、森林組合は地域の状況を見れば必要性は充分承知しているにもかかわらず、今まで事業に必要な施業界しか確認しないなど有効な手立てをとってこなかったのが実情であり、将来に活用できる境界杭の設置を進める仕組みが必要である。</p> <p>また、施業集約化の事前準備として取り組めることが必要である。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書の第 1 約束期間の終期である平成 24 年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業（造林補助）が来年度廃止されるため、現状の間伐実施量を確保することは困難となる。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」の活用した間伐が可能となりますが、早急な対応が困難な地域においては、間伐量を確保するため従来の伐り捨て間伐を地方財源助成により存続することが必要であり、この場合の地財支援措置を拡充すべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>施業集約化への移行期間における間伐実施が確保される。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 チーズの品質（風味や味）は「原料乳」「乳酸菌」「レンネット（仔牛の第4胃から抽出する凝乳酵素）」で決まるが、BSE 問題発生以降、BSE 発生国からの牛由来レンネットの輸入は禁止されている。 2001 年 2 月 15 日には、食品衛生法に基づく法的措置を行い、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、EU 諸国等(*)からの輸入禁止措置がとられた。羊、ヤギ由来のレンネットについても、自粛という形をとり、事実上輸入ができない状況にある。 BSE 発生前までは、レンネットの大半を EU 諸国からの輸入に頼っていたが、輸入禁止により、急遽国内チーズメーカーはレンネットの切り替えをすすめ、現在は安全とされている豪州産の牛胃由来レンネットと微生物レンネットに二分した状況にある。これでは、チーズの差別化、個別化が図られにくい。</p> <p>(*) EU 諸国 ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン</p> <p>【根拠法令】 食品衛生法第9条（特定疾病にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止） 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）において、特定疾病に「伝達性海綿状脳症」を追加。</p>

<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、EU 諸国からのレンネットは、BSE を理由に輸入が禁止されているが、EU 内においてレンネットを使用して製造したチーズ製品は輸入されており、合理性を欠いている。 ・ 2000 年代初頭の EU 諸国における BSE 発生以降は、現在まで発生しておらず、また、輸入されたチーズ製品を食べてクロツフェルトヤコブ病になった事例もない。 ・ BSE 発生国である米国産輸入が行われている実態を鑑みれば、EU 諸国からのレンネットにおいても、輸入再開に向けた検討を開始すべきである。 ・ EU 諸国の牛・羊・ヤギ由来のレンネットが利用できるようになれば、チーズメーカーや加工を行う酪農家が、自らの理想に適う、より多様な製品を製造できるようになり、当該地域の活性化につながる。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	農業生産法人要件（構成員、事業、業務執行役員）の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>農業生産法人に出資する人や法人は農業関係者が主体となる必要がある。また、農業と農業に関連する事業が、その法人の売上全体の過半を超え、全役員の過半がその法人の農業に常時従事しなくてはならない。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>農地法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	農業生産法人の要件である、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件を緩和すべきである。
要望具体例、 経済効果等	<p>農地の有効活用を図り、今後の農業の成長を図るためには、企業など多様な主体が参入できるよう、農業への参入の際の要件等を緩和すべきであり、適正な事業を行っている農業生産法人に対しては、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件を緩和すべきである。</p> <p>現在では、販売については営業法人を設立し、営業法人から農業法人へ貸付をして、資金調達を行っているケースもあるが、今後の農業の成長を図るためには、企業などが積極的に参入できるよう農業への要件の緩和をする必要がある。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	大規模商業施設の出店規制、商業施設の規制の強化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>大店立地法施行以来、中心市街地の商店、特に中小の店舗が廃業、移転等をする例が増えている。都市計画法では、1万平方メートル以上の大型集客施設の郊外立地に関しては規制されているが、それ以下については立地が可能であり、規制以下のスーパーやディスカウント店が郊外に立地し、コンパクトシティの推進に大きな影響を与えている。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>農振法、農地法、中活法、都市計画法、大店法</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	大規模小売店舗の郊外出店規制を強化すべき。また、中規模集客施設の郊外進出の規制を強化すべき。
要望具体例、 経済効果等	中活法の施行で中心市街地への支援等による活性化が図られている反面、郊外大型店への流出を食い止める措置はなく、デフレ下での低価格競争のみが進んでいると考える。このままでは中小の商店は廃業し、客が減っていく中、大型店も耐え切れなくなり閉店する。その結果地元で買物できない買物難民が発生する可能性がある。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	<p>PPP/PFI 制度の積極的な活用</p> <p>①公物管理権の民間開放 ②入札制度の見直し ③スポンサーによる株式譲渡の自由の許容 ④民間による官の人材の活用制度の創設</p>
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>現行のPFI法は仕組みや手続き、リスク管理等が複雑であり、中小企業には取り組みにくい。</p> <p>①道路、港湾など伝統的に公物として把握されてきた施設に関しては、公物管理法（道路法、港湾法などの総称）によって、公共側が管理者としての権限（公物管理権）を持ち、管理が行われている。このような公物管理法が、民間事業者による公共インフラ運営事業への参入障壁となっている。</p> <p>③現行の入札制度の建付から、「応募者＝落札者＝基本協定の当事者＝SPCの株主」であることが要請されており、入札制度の潜脱防止の観点から、コンソーシアムの構成員たるスポンサーによるSPC株式の譲渡は原則禁止となっている。</p> <p>④公物管理法により、これまで公物の運営を官が独占してきたことから（例えば、都道府県の水道局など）、官にそのノウハウを有している人材が多数存在している。従って、今後、公物管理権の民間開放の折には、官の人材の活用が不可欠になる。しかし、現行法では民間営利企業であるPFI事業者ないしはその協力企業に公務員の身分を持ったまま在籍出向・派遣する手法は存在しない（但し、当該民間企業が医療法人である場合は可能）。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>PFI（Private Finance Initiative：民間資金を活用した社会資本整備）法等</p> <p>① 路法、港湾法など ②③会計法、地方自治法</p>

<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>PPP/PFI については、官民の役割を明確にし、民間が投資に積極的になる魅力的なプロジェクトを生み出し、また、手続きを簡素化することで中小企業も参入しやすい制度にすべき。</p> <p>①「新成長戦略」において、既存の公物管理法の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進めることが提言されており評価ができるが、開放の内容として、民間事業者による一定の利潤追求も可能とすることが必要である。</p> <p>②経済的 PPP の国内での実施も見据えて、市場からの資金調達を考慮した経済的 PPP に適合する契約の枠組みや、官民間での適切なリスク分担を可能とする民間事業者の選定プロセスの導入を図る必要がある。</p> <p>② ポンサーによる株式譲渡の自由の許容</p> <p>④民間による官の人材の活用制度の創設</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<p>インフラ（道路、港湾・埠頭施設、浄水場・処理場、廃棄物処理施設等）の一部及び全部に関して、建設・更新・運営権（事業権）などを含め、多様な委託が可能となるような仕組みを整備し、民間委託によるインフラ事業案件を作っていただきたい。現行の P F I 法は仕組みやリスク管理等が複雑であることから、中小企業が比較的取り組みやすい小規模な案件を P F I として取り扱える制度改正が必要。</p> <p>①有料道路の事例でいうと、道路料金設定は償還主義が原則とされており（建設費、管理費等の費用の合算額を一定の償還期間内に償還できる水準に設定しなければならない）、利潤を得るための料金設定が困難であり、民間事業者の投資に対するリターンを十分に確保できない。一定の利潤追求を可能とすることで、民間事業者へのリターンを確保し、投資に対するインセンティブを与えることが可能となる。</p> <p>②民間へのリスク移転を最大化するのではなく、最適化することが重要であり、そうすることで、事業の円滑な継続及び民間事業者参入のインセンティブを確保することができる。例えば、民間事業者のみでは必ずしもリスクを負担できない大規模災害発生時の政府による資産買取りや、民間事業者への支援のような偶発債務などを織り込んだ新たな契約の枠組みの検討などが必要である。</p> <p>上記目的を達成するためには、入札制度やリスク分担について最適化された標準的な枠組みを提示して、各事業実施主体がそ</p>

れに沿った形で入札を行うように入札制度の改革を推進する必要がある。

③株式譲渡が原則禁止となっていることから、ゼネコン等 PFI 参加者に対し、事実上事業終了時まで出資の維持を要求する等、不必要と思える負担を強いており、これが PFI への参加意欲を減退させる一因となっている。また、同時に、これが投資資産の流動性を重視する年金基金等の投資家からの資金を受入れることを困難にしている。

④民間企業が公共インフラの運営に乗り出していくためには、運営ノウハウを有している官人材の弾力的な活用ができる環境整備が必要となる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	工場立地法における緑地の規制の緩和
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 工場立地法では国が工場立地法によって枠組みを設定し、各地域の特性に合わせて地域準則で内容を決めることとなっており、「工場立地法の特例」により各都道府県や政令指定都市単位の条例にて割合を定めることとなっている。
	【根拠法令】 工場立地法
規制改革要 望・賛成の意 見等	工場立地法における緑地の規制を該当地域の森林面積を考慮し、緑地規制を撤廃して欲しい。
要望具体例、 経済効果等	地方において、工場を立地する際に既に周辺環境が緑地に囲まれているにも関わらず、緑地規制をすることは地域性が無視された規制である。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	工場建替え時の建築許可の短期化等
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>老朽化した既存工場の建替え時に緑地面積が条例を満たさない場合、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること、建替え後に緑地面積が一定量改善されること、その他、生活保全等要件を満たし、周辺の地域の生活保全に支障を及ぼさないと認められる必要がある。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>東京都工場立地法地域準則条例</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	工場のスムーズな建替えを行えるよう建築許可の短期化及び緩和をして欲しい。
要望具体例、 経済効果等	工場の老朽化に伴う建替えについて、様々な規制、周辺住民への騒音対策等からスムーズな建替えが行えず、老朽化したままの危険な状態での操業が行われている。また、やむなく区外に移転する企業が増加しており、企業の減少により地域経済の衰退を招いている。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	着地型観光参加者の交通機関等の手配についての旅行業法第3種旅行業者の適用除外
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>ツアーの交通機関や宿泊施設を手配するには旅行業者の登録を観光庁長官（もしくは都道府県知事）に行うことが必要。一番簡易な第3種旅行業の登録に際しても、営業保証金300万円、基準資産額300万円を要するほか、旅行業務取扱管理者を1人設置しなければならない。また、恒久的な事務所も必要。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>旅行業法第3条、施行規則第1条第1～3項</p>
規制改革要望・賛成の意見等	非営利団体や市町村の委託を受けた法人等が実施する着地型観光プログラムの募集についての旅行業法第3条の適用除外規定の創設（非営利事業の証明による等）
要望具体例、 経済効果等	屋形船イベントを開催する際、乗船代金は屋形船の業者に支払い、それ以外の事業内容については、団体の内容として実施運営をしたい場合、弁当等の手配料金は前受けにして実施代金の確保をしておかねば運営の支障が生じることとなる。この場合、ツアー参加者からすると2回（屋形船の業者と団体）にまたがって料金を徴収されることになり、ツアー参加者も事務方も手続き上、煩瑣となる。「企画」を団体、「運営、実施」を旅行会社とすると、自治体の広報誌等に掲載できない等の問題も発生する。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	輸出物品販売場制度における免税拡大
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 輸出物品販売場制度(Tax Free Shop)が、海外諸都市の同様の制度に比べ、我が国はほとんど普及していないため、外国人観光客に対するもてなしサービスに欠けている。
	【根拠法令】 消費税法等
規制改革要 望・賛成の意 見等	輸出物品販売場制度における免税拡大（許可制度を登録制度に緩和、対象品目拡大、限度額見直し、免税票簡素化）
要望具体例、 経済効果等	輸出物品販売場制度にかかる現行の「許可制度」を、「登録制度」とすることにより、手続きを簡素化し、免税店の増加を促進。免税対象品目の拡大や、免税対象の限度額を見直すことなどにより、免税店のメリットが拡大。外国人観光客が町歩きの中で、地域ブランドショッピングを楽しんでいただき、おもてなしの向上につながる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	酒類卸売業免許の取得要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>「酒類卸売業免許」取得要件より抜粋・免許を受けている酒類販売業または製造業の業務に、引き続き3年以上直接従事した者。申請販売場の所在地の区分により申請販売場の年平均販売見込数量が次の基準数量以上であること。大都市 36kL、大都市以外 24kL。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>酒税法 10 条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	地域資源（農産物等）を原料とした酒飲料を販売する者に対する「酒類卸売業免許」の取得要件の緩和
要望具体例、 経済効果等	<p>自農園で栽培された農産物等を原料とするワインを販売（製造は県外醸造所に委託）する農家がいるが、上記要件等により「一般酒類小売業免許」及び「通信販売酒類小売業免許」しか取得できず、製品に対する評価は高いものの、国内の酒販店や百貨店等へ販売することができない。現状のままでは、「酒類卸売業免許」取得要件である年間販売基準数量を達成するのは困難である。また、原料供給及び製造量の面からも基準数量が大きすぎると思われる。都道府県の地域資源に認定されている農産物等もあり、地域資源のさらなる活用、農家の販売意欲増進等の観点から、基準を緩和すべきと考える。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を軽減するため、適正に農業を行うことを前提に、要件を緩和すべきである。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農業生産法人（農地の権利を取得出来る法人）の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務について要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>「農業者の高齢化が進み、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ」、「後継者の確保が極めて不十分な状況にある」との認識がある中、農業への新規参入を促す制度が必要。 但し、農地の不適正利用や農地転用を期待した参入を制限する為、監視の強化や農地のゾーニングを強化する事等、農地を保護する制度の強化を同時に進める必要がある。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>個別農家の大規模化を推進するにあたって、法人化の必要性、どの様な法人形態が必要なのかを慎重に見極めた上で、緩和条件を検討する必要がある。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備 認定農業者の制度について</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 認定の基準に経営面積や生産高等の数量的規定が無い。認定基準の内容が弾力的過ぎる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農業経営基盤強化促進法</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>意欲と能力のある農家を認定農業者として認定し、農政の重点的支援を行う事が目的だが、現行の定義では経営規模の観点で欠落しており、零細農業者でも農業生産性を向上する意思を表明する事で、認定を受けることが出来る。農業の生産性向上には経営規模の拡大が欠かせないはずであり、競争メカニズムの正常化を否定する面がある。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>真に育成すべき対象を明確化し、農政による施策は、国全体の資産である農地を有効活用し、優良な農産物を効率的に生産する主業農家に重点的に行われる様、制度を変更すべき。</p> <p>又、各自治体・地域に認定基準にばらつきがある事も、流通業者、消費者にとって制度の目的やメリットを分かりにくくしており、改善が必要。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進 農地流動化の促進</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>農業生産性を高めるべく、耕作放棄地を解消して農地を有効活用する必要がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農地法</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>流動化促進にあたっては、新たに農地を取得する者の転用期待を排除するべく、農地のゾーニング強化、監視強化が必要。</p> <p>また、未相続農地や不在農家が多く存在する為、担い手に利用権設定する際、複雑な権利関係の調整が必要であり、農地の流動化を妨げている。農地の相続に係わる制度の見直しも必要。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>農地の地権者の保護は当然必要だが、国益の観点から抜本的な規制・制度改革が必要。農業に長けた者に農地が集積するという市場経済の競争メカニズムが機能しておらず、結果的に日本の農業生産性の低下を齎している。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備 農産物輸出事業促進について</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 農産物輸出事業をより促進するために支援制度構築が必要</p> <hr/> <p>【根拠法令】 植物防疫法等</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>農産物、特に青果物の販路確保は営農活動の持続には切り離せない課題である。限られた国内販路にその優位性を武器に競い合うことも技術・品質向上などには有用な策であるが、世界への日本の青果物紹介は新規販路として有望であると位置づけられる。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>一部すでにその動きは活発化しているが、農産物輸出事業をより促進するために支援制度構築が必要である。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>農林業支援組織等の見直し 農協からの信用・共済事業の分離</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 主業農家を対象とした農協本来の機能を発揮する為に、信用・共済事業を分離する必要がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 農業共同組合法</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>多数の零細な兼業農家を相手とする農業関係事業は、効率が悪く、経常的に赤字である。農協はこの赤字を信用・共済事業の黒字で補填してきた。信用・共済事業を分離すれば、兼業農家主体の農協運営を改めることが可能となり、農業の構造改革が進展する。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>農協の経済・政治活動には、兼業農家や土地持ち非農家の意見が大きく反映され、必ずしも専業・主業農家のための活動ではないケースも考えられる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>産業振興のための補助金は原則廃止して、出資金として振興を行う</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 従来、産業振興の為に政府や自治体は多くの補助金を投入してきた。それらの多くは、交付時点では精査をされるが、一旦交付された以降、その成功／失敗や効率性に関して、交付を決めた人間が責任を問われる事は無い。すなわち、ガバナンスが機能しない状態にある。 ここでは、産業振興の為に国や地公体の補助金制度を大きく見直し、基本的には一回のギブアウェイでは無く出資として行うこととした上で、その成功に於いては回収を図ると共に、この投資に関する事後評価を行うことで、よりガバナンスの利いた状況を実現する。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>科学技術の基礎研究に関して大学等の研究に供される各種補助金制度に関しては、今回の検討に於いて対象外とする。理由としては、基礎研究は市場における投資的な考え方に、馴染まないところがあるから。 現状、日本における政府や自治体が行う投資に関して、資金の割合や責任体制等、徹底的な調査を行い、課題を明らかにする必要がある、 経済産業省がかつて設立した産業再生機構や企業革新機構等は、このような考え方を一部実践に移したケースとして理解することができる。</p>

要望具体例、 経済効果等	現状の実態を調査した上で経済効果の試算が可能になるが、日本が持つ産業のポテンシャルを考えると、かなり大きな効果（数兆円）が期待できるのではないか。
-----------------	---

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	産業遺産の世界遺産登録に係る文化財保護法中心主義の廃止
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化庁は、全て世界遺産として登録申請するには、必ず文化財保護法により文化財等に指定され、保護されていることが必要であるとしている。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「世界遺産条約」(1975年12月17日効力発生 1992年9月30日批准) ●文化財保護法 ●国内法は存在せず、条約が直接適用される。本条約に関する国内の所管は、平成4年5月26日衆議院外務委員会における外務省小西官房審議官の国会答弁が存在。 <p>「文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法といった関係の濃くない法律がございます。これについてそれぞれが所管されておられる文化庁、環境庁、こういった役所がこの条約の国内的实施に当たるわけでございますので、その省庁の担当の課が窓口となるわけでございます。具体的に申し上げます、文化庁につきましては文化財保護部記念物課、・・・(略)」</p> <p>※なお、文中自然環境保全法等に関する箇所は「自然遺産」に関するもの(世界遺産は自然遺産と文化遺産の二種類あり)。本規制改革に関連するのは、「文化遺産」である文化財保護法。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、文化庁に設置される文化審議会で文化財保護法中心主義が象徴的に規定されている。 <p>「世界遺産暫定一覧表追加記載のための手続き及び審査基準」 (文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会)</p> <p>⑥構成資産の候補となる文化財の大半が、国により指定された文化財(・・・)又はその候補としての評価が可能な文化財であること。</p>

規制改革要望・賛成の意見等

- 文化財保護法は、文化財の滅失、毀損を防ぐ法律であり、日常的に利用・活用され、産業技術の進展とともに、修繕を施されながら産業機能を維持する必要がある産業遺産を保全するためには、必ずしも適当な法律ではない。
- 日本の産業遺産第一号として、地元有志を中心に検討されている「工業日本の台頭九州・山口 1850`s to 1910`s」(添付)に含まれる、現役の稼働施設である三池工業港、新日鉄八幡製鉄所、三菱重工長崎造船所などは企業や地元自治体の意志で適切に保全されていた。しかしながら世界遺産登録において文化財保護法のもと、あらゆる保全活動に、全てアセスメントを実施して文化庁の承認を得る事が必要になることは、経済活動に甚大な悪影響をあたえるため、このままでは事業者が登録に応じる事は有り得ない。
- 世界的には一法ではなく、監督官庁(通常は国土交通省や地方自治体)の複合的な法律で世界遺産価値を保全し、登録をしている。都市計画や港湾法の港湾計画などで緩やかな保全がなされれば良いとするのが、世界の有識者【T I C C H I (国際産業遺産保存委員会)]の立場。
例：英国のリバプール海商都市(リバプール単一開発計画)、
コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観(都市計画)
インド山岳鉄道(鉄道法)
- 産業遺産の世界的権威数名に調査を依頼したところ本資産については世界遺産の価値があり、文化庁が文化財保護法による保護にこだわらなければ、アジア初の大型の産業遺産の世界遺産登録が成就(世界遺産総数911件 2010年8月現在)。
- 具体的には、文化庁が所管を独占的に取り扱っているため外部チェックが働かないという問題点を解決するため、閣議決定等により世界遺産の登録ルールを明確化した上で、「世界遺産暫定一覧表追加記載のための手続き及び審査基準」を改め産業遺産に関しては他機関を中心とした会議体等により処理することとし、既存の監督官庁のもとで、「港湾法」や「契約保全」による多様な主体が参画しやすい機能保全ができる道を探ることが必要。
- 九州・山口の関係する自治体および対象物件の所有者は、グローバルスタンダードに則り動体保全を前提にした一日

	<p>も早い申請の実現を、強く望んでいるところである。</p>																
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>●「産業遺産」の世界遺産登録は法隆寺や姫路城など静的かつ美感に基づく保護を手がけてきた文化庁には無理があり、産業遺産の世界遺産登録のみ切り離して国交省又は内閣府が主体となって取り組むことが必要。</p> <p>●国土交通省九州地方整備局が平成21年度の実施した「産業遺産を活用した広域連携及び多様な主体の連携による地域活性化方策に関する調査」では、全体6エリアのうち3エリア（八幡エリア、筑豊エリア、長崎エリア）で既存参考事例のデータに基づく重回帰分析、およびインターネットアンケートからの積み上げで、登録初年度国内観光客数を145万人から176万人、海外からの観光客を11万人、直接効果及び生産波及効果の合計で597億円の経済効果を予測している。また、以下の示すように世界遺産登録された遺産への観光は1～2倍増加しており、効果は持続的である。</p> <p style="text-align: center;">（内閣府地域の経済2005より抜粋）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">00年（登録年）</th> <th></th> <th style="text-align: center;">04年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琉球王国のグスク</td> <td style="text-align: center;"><u>211.7万人</u></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;"><u>245.5万人</u> (1.15倍)</td> </tr> <tr> <td>白川郷の合掌造り</td> <td style="text-align: center;"><u>138.5万人</u></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;"><u>216.0万人</u> (1.56倍)</td> </tr> <tr> <td>白神山地</td> <td style="text-align: center;"><u>235.1万人</u></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;"><u>399.9万人</u> (1.7倍)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●本産業遺産は、九州山口全域・釜石など広域に亘ること、列強入りアジア国の第一号としての敬愛の念がまだアジア各国に存在すると考えられることから、上記の遺産に比べより多くの</p>		00年（登録年）		04年	琉球王国のグスク	<u>211.7万人</u>	→	<u>245.5万人</u> (1.15倍)	白川郷の合掌造り	<u>138.5万人</u>	→	<u>216.0万人</u> (1.56倍)	白神山地	<u>235.1万人</u>	→	<u>399.9万人</u> (1.7倍)
	00年（登録年）		04年														
琉球王国のグスク	<u>211.7万人</u>	→	<u>245.5万人</u> (1.15倍)														
白川郷の合掌造り	<u>138.5万人</u>	→	<u>216.0万人</u> (1.56倍)														
白神山地	<u>235.1万人</u>	→	<u>399.9万人</u> (1.7倍)														

海外、特にアジアからの観光客増加が見込め、観光立国推進に大きく寄与することとなる。

●福山雅治主演の「竜馬伝」の放映中であること、「坂の上の雲」(12月5日～NHK)が放映予定であることなど、幕末ブームであることから、国内観光客の増大も見込まれる。なお、世界遺産登録候補地の軍艦島は、福山雅治が趣味のカメラ撮影のため上陸するなど話題豊富。

●昨今ともすれば揺らぎがちである、日本人のアイデンティティを改めて確立するという観点からも重要なテーマである。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	公的不動産、インフラ施設等の整備・更新に民間資金を活用可能にする制度の整備
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人資金を公的不動産等の投資に振り向けるには、受け皿となる仕組みを用意しなければならないが、現在、個人資金が不動産に投資できる形態が限られている。J-REITの会社型投信がその一つであるが、上場しているが故、投資口価格変動リスクを抱えているため、必ずしも公的不動産等の安定性を投資家に還元できる形となっていない。 ・現行のPFI事業を営む事業会社は、ノウハウを有する民間企業の株式会社に限定されているのが通常である。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投信法、投信協会自主規則。租税特別措置法等 ・PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）第八条（民間事業者の選定）等
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業採算性の観点から、通常では民間事業として成立しにくいものの社会的な有用性が高いインフラ施設の整備に対し、不動産投資市場を通じた民間資金等を導入することも可能と考えられる。 ・国、地方自治体は厳しい財政状況にあり、個人資金を公的不動産等の整備に活用する意義は非常に大きい。

要望具体例、
経済効果等

- ・ 社会的な有用性は高いものの、収益性が低く、独立採算という考え方にはなじまない公的不動産およびインフラ施設の整備に民間資金を活用するために、政府保証や税制上の特典（投資額相応の税額控除）等のインセンティブを与える。
- ・ 社会的に有用性の高いインフラ施設の整備を支援したいという「志ある投資家」により、国民の目が直接的に公的不動産、インフラ施設の整備に注がれるようになり、必要性が高い公的不動産、インフラ施設の整備により多くの資金が提供され、無駄な整備が抑止される効果が期待できる。国民・住民参加型の公的不動産、インフラ施設整備が促進される。
- ・ P F I 事業会社に投資法人やT M K（特定目的会社）などの導管体を利用することを認めて頂きたい。このことにより、年金・個人等、多様な民間資金導入の可能性がある。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	緑化のための植栽規定の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>工場立地法に緑化のための植栽規定があるが、現行法では工事終了時点で基準を満たすことが求められるため、成長した樹木を植林するしか方法がない。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>工場立地法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	成長した樹木を移植するのは非常に割高であり、樹木自体にも好ましくない。植林する苗木の本数を割増しするなどの条件をつけたうえで、苗木から育てることも選択肢として認めるべき。
要望具体例、 経済効果等	